

瀬戸市市税の減免に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年12月28日

瀬戸市長 伊藤保徳

瀬戸市規則第22号

瀬戸市市税の減免に関する規則の一部を改正する規則

瀬戸市市税の減免に関する規則（昭和40年瀬戸市規則第7号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後				改正前			
(市民税の減免) 第2条 条例第51条第1項の規定により、市民税の納税義務者が次の表の減免対象者の欄に掲げる者に該当し、同表の減免申請期日の欄に掲げる期日までに同条第2項の規定による申請をした場合においては、市長は、必要があると認めるときに限り、その者に対し、その者に課する市民税額からそれぞれ同表の減免額の欄に掲げる額を減免する。				(市民税の減免) 第2条 条例第51条第1項の規定により、市民税の納税義務者が次の表の減免対象者の欄に掲げる者に該当し、同表の減免申請期日の欄に掲げる期日までに同条第2項の規定による申請をした場合においては、市長は、必要があると認めるときに限り、その者に対し、その者に課する市民税額からそれぞれ同表の減免額の欄に掲げる額を減免する。			
番号	減免対象者	減免額	減免申請期日	番号	減免対象者	減免額	減免申請期日
(1)	賦課期日現在において、負傷若しくは疾病により市民税の納税義務を負わない夫又は市民税の納税義務を負わない <u>地方税法</u> （昭和25年法律第226号。以下「法」という。）	<省略>	<省略>	(1)	賦課期日現在において、負傷若しくは疾病により市民税の納税義務を負わない夫又は市民税の納税義務を負わない <u>地方税法</u> （昭和25年法律第226号。以下「法」という。）	<省略>	<省略>

	<p>第292条第1項第10号に規定する障害者（以下「障害者」という。）である夫と生計を一にする妻で、前年中における総所得金額、退職所得金額（分離課税に係る所得割の課税標準となる額以外の額とする。以下本表において同じ。）及び山林所得金額の合計額（以下「総所得金額等」という。）が法第295条第1項第2号に規定する額以下の者</p>		
<省略>	<省略>	<省略>	
(5)	<p>生活保護法（昭和25年法律第144号）第11条に規定する生活扶助、教育扶助、住宅扶助、医療扶助又は介護扶助を受ける者</p>		<省略>
(6)	<p>雇用 保険法 （昭和 49年 法律第</p>	<p>雇用 保険法 第13 条に規 定する</p>	<省略>

	<p>第292条第1項第9号に規定する障害者（以下「障害者」という。）である夫と生計を一にする妻で、前年中における総所得金額、退職所得金額（分離課税に係る所得割の課税標準となる額以外の額とする。以下本表において同じ。）及び山林所得金額の合計額（以下「総所得金額等」という。）が法第295条第1項第2号に規定する額以下の者</p>		
<省略>	<省略>	<省略>	
(5)	<p>生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定により生活扶助、教育扶助、住宅扶助、医療扶助又は介護扶助を受ける者</p>		<省略>
(6)	<p>雇用 保険法 （昭和 49年 法律第</p>	<p>基本 手当の 受給資 格を有 する者</p>	<省略>

<u>116号) 第10条に規定する求職者</u> 職者給付の受給資格を有する者 職者給付の受給資格を有する者で、前年中における総所得金額が250万円以下のもの	基本手当の受給資格を有する者	
	<u>雇用保険法第37条の3</u> に規定する高年齢求職者給付金の受給資格を有する者	<省略>
	<u>雇用保険法第39条</u> に規定する特例一時金の受給資格を有する者	<省略>
	<u>雇用保険法第45条又は第53条</u> に規定する日雇労働者	<省略>

<u>116号) の規定による求職者</u> 職者給付の受給資格を有する者 職者給付の受給資格を有する者で、前年中における総所得金額が250万円以下のもの	高年齢求職者給付金の受給資格を有する者	<省略>
	特例一時金の受給資格を有する者	<省略>
	日雇労働者給付金の受給資格を有する者	<省略>

		働求職者給付金の受給資格を有する者					
<省略>	<省略>		<省略>	<省略>	<省略>		<省略>
<省略>				<省略>			
2から4まで <省略> (固定資産税の減免)				2から4まで <省略> (固定資産税の減免)			
第4条 条例第71条第1項の規定により、次の表の減免の対象となる固定資産の欄に掲げる固定資産の所有者が、同表の減免申請期日の欄に掲げる期日までに同条第2項の規定による申請をした場合においては、市長は、必要があると認めるときに限り、その者に課する固定資産税額からそれぞれ同表の減免額の欄に掲げる額を減免する。				第4条 条例第71条第1項の規定により、次の表の減免の対象となる固定資産の欄に掲げる固定資産の所有者が、同表の減免申請期日の欄に掲げる期日までに同条第2項の規定による申請をした場合においては、市長は、必要があると認めるときに限り、その者に課する固定資産税額からそれぞれ同表の減免額の欄に掲げる額を減免する。			
番号	減免の対象となる固定資産	減免額	減免申請期日	番号	減免の対象となる固定資産	減免額	減免申請期日
(1)	<u>生活保護法第11条</u> に規定する生活扶助、教育扶助、住宅扶助、医療扶助又は介護扶助を受ける者の所有する固定資産	<省略>	<省略>	(1)	<u>生活保護法の規定により生活扶助、教育扶助、住宅扶助、医療扶助又は介護扶助を受ける者の所有する固定資産</u>	<省略>	<省略>
<省略>	<省略>	<省略>		<省略>	<省略>	<省略>	
<省略>				<省略>			

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第2条第1項の表第1号

の改正規定は、平成31年1月1日から施行する。